

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
稻田 裕	鳥医第一、七二四号	昭和四十七年十月十二日
清水 法男	" 一、七二五号	"
田中 繁	" 一、七二六号	"
小酒 浩	" 一、七二七号	"

## 鳥取県告示第八百八十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、第六条第一項の規定に基づき、岩美町、若桜町、気高町、鹿野町、青谷町、泊村、北条町、名和町、日吉津村及び日南町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域
岩美町の区域のうち、次の区域を除いた区域	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二の規定により指定された港湾隣接地域、山陰海岸国立公園の特別

## 岩美地域

地域、氷ノ山後山那岐山国定公園の特別地域、昭和四十七年二月鳥取県告示第六十七号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の岩美町に係る林班番号三から七まで、九、十二から十四まで、十七、二十七から四十五まで、四十七、四十八、五十一から五十七まで、五十九から六十二まで、七十七から八十二まで、八十四、八十五、八十八から九十三まで、百、百一、百十二、百十三、百十五から百二十まで、百二十五及び百三十一から百三十七までの全部の区域、同林班番号二、八、十、十一、十五、十六、四十六、七十二、七十四、七十六、八十六、八十七、九十八、百二、百三及び百九の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号百五十四から百五十八の全部の区域並びに昭和四十七年八月一日現在の空山ノ上外五の官行造林地の全部の区域（第一号図から第十八号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第十八号図まで」は、省略する。）

## 若桜町の区域のうち、次の区域を除いた区域

水ノ山後山那岐山国定公園の特別地域、昭和四十六年一月鳥取県告示第四十六号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の若桜町に係る林班番号旧若桜地区の三から八まで、十から十六まで、二十八、三十三から三十五まで、三十七、四十一、四十四、四十五、四十七、四十九、五十七から六十二まで、六十四から六十七まで、六十九、七十四、七十五、七十七から八十五まで、八十七、九十から九十二まで及び九十五から百二まで並びに旧池田地区の一から八まで、十一から三十まで、

## 若桜地域

三十二から五十五まで、五十八、六十三、六十四、六十六から七十三まで、七十六から七八まで、八十一、八十二及び八十から九十五までの全部の区域、同林班番号旧若桜地区の一、二、九、十七から二十一まで、二十三、二十五から二十七まで、二十九、三十一、三十六、三十八、三十九、四十、四十三、四十八、五十、五一、五十三から五十五まで、六十三、七十一から七十三まで、七十六、八十六、九十三及び九十四並びに旧池田地区の九、十、三十一、五十六、五十七、五十九から六十二まで、六十五、七十四、七十五、七十九及び八十三の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号十七、十八、二十六から二十九まで、三十四から四十まで、四十二、四十四、四十五、四十七、千十三及び千十七の全部の区域、同林班番号九、十、十五、十六、十九から二十一まで、二十四、二十五、三十、四十一、四十六、千二から千六まで及び千十六の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在のカシナミ下ノ平外、中江及び大谷の官行造林地の全部の区域並びにジャヨリウヘ山マデの一部の区域（第一号図から第四十二号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第四十二号図まで」は、省略する。）

## 気高地域

## 気高町の全域

鹿野町の区域のうち、次の区域を除いた区域

昭和四十二年二月鳥取県告示第六十七号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鹿野町に係る林班番号一から四まで、七から十まで、二十六から二十八まで、三十から三十二ま

		鹿野地域
		で及び三十四から三十六までの全部の区域、同林班番号五、六、十一、二十三、二十九及び三十三の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号百十一、百十二及び百十五から百二十二までの全部の区域並びに昭和四十七年八月一日現在の露谷及び西ノ谷之奥の官行造林地の全部の区域(第一号図から第八号図までの赤色で着色した区域) (「第一号図から第八号図まで」は、省略する。)
	泊地域	青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十七年二月鳥取県告示第六十七号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の青谷町に係る林班番号二十九から三十四までの全部の区域、同林班番号三十五の一部の区域及び昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号百二十四から百一十七までの全部の区域(第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域) (「第一号図から第三号図まで」は、省略する。)
名和地域	泊村の全域	北条町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号百十三の全部の区域(第一号図の赤色で着色した区域) (第一号図は、省略する。) 日吉津村の区域のうち、次の区域を除いた区域

## 日吉津地域

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により決定された市街化区域

## 日南地域

比婆道後帝釈国定公園の特別地域、昭和四十五年一月鳥取県告示第十六号で定めた日野森林計画区に係る地域森林計画の日南町に係る林班番号旧石見地区の一、二、五から八まで、十、十一、十六、十七、十九、二十四、二十五、二十八から三十四まで、三十七、三十八、四十三から四十七まで、五十三から五十六まで及び六十、旧日野上地区の一から十まで、十三から十九まで、二十一から四十五まで及び四十九、旧福栄地区の十から十二まで、十四から二十まで及び二十二から四十六まで、旧多里地区の一から七まで、十一から十四まで、十八から二十二まで、二十四、二十九、三十七から三十九まで、四十二から五十三まで、五十五、五十六、七十二から七十四まで、七十八及び七十九、旧山上地区の一から八まで、十四、十七、十八、二十一、二十四から二十六まで、二十八から三十一まで、三十七、四十四から四十九まで、五十四から六十まで及び六十七から七十まで、旧大宮地区の一から十二まで、十八から二十九まで、三十五、三十七から四十まで、四十三から四十五まで、四十七から五十一まで、五十三から五十六まで、六十から六十一まで及び六十四並びに旧阿毘縁地区の三、九、十一、十二及び十七から二十までの全部の区域、同林班番号旧石見地区の三、九、十三、十四、二十三、二十六、二十七及び六十二、旧日野上地区の十一、十二、二十及び五十、旧福栄地区の十三、二十一及

び四十八、旧多里地区の二十三、二十五から二十七まで、二十八、三十から三十二まで、三十四から三十六まで、四十、四十

一、五十四、五十七から六十二まで、六十四、七十、七十一及び七十五から七十七まで、旧山上地区の十三、十九、二十一から二十三まで、三十九、五十、五一、六十一及び六十四から

六十六まで、旧大宮地区の十七、四十六、五十九及び六十三並びに旧阿尾縁地区の一、二、六、十、十三、十四、十六及び三十の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号千二十九から千三十一まで、千三十三及び千三十四の全部の区域並びに同林班番号千五から千八までの一部の区域（第一号

図から第四十四号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第四十四号図まで」は、省略する。）

三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月七日

鳥取県知事 石破二朗

一(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

気高郡鹿野町大字河内字外尾谷上平四〇〇八、字上外尾谷一九九

二(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

二(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

二(三) 指定有効期間

七年

二(四) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鳥取市矢崎字毛無西平六四二の一、字銚子口二八六内一

三(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

三(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

鳥取県告示第八百八十九号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第

00088

## (四) 指定有効期間

七年

## (一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

## (二) 指定の目的

気高郡青谷町大字山根字西村七七六の一

七七

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## (四) 指定有効期間

七年

## (五) 1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

## (二) 保安施設地区予定地の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字丸山一一四六

七七

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## (四) 指定有効期間

七年

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## (四) 指定有効期間

七年

## (四) 1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

## (二) 保安施設地区予定地の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字丸山一一四六

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## (四) 指定有効期間

七年

## (四) 保安施設地区予定地の所在場所

八頭郡佐治村大字河本字小嵐三八一次一、字原六八〇、字ヤ

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## (四) 指定有効期間

七年

## (四) 保安施設地区予定地の所在場所

八頭郡佐治村大字河本字ヤナイサコ六六八の二、六七五、六

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## (四) 指定有効期間

七年

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡用瀬町大字赤波字小石川一八九八、一八九九、一九四〇、

九八の三

一九四一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡智頭町大字大内字西山七九六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

八(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結ん

だ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡若桜町大字諸鹿字折谷八九五の二五、八九五の二六、八

九八の三

一九四二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五二九の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結ん

に示すとおりとする。)

八頭郡郡大字明辺字梵字二〇次四、字蛇山口一六

(二) 指定の目的

指定施業要件

土砂の流出の防備

(三)

指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四)

指定有効期間

七年

十一(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ん

だ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡河原町大字北字兵円山八九一ノ七、八九一ノ八

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十二(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結ん

だ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡東伯町大字福永字北谷三九九、四〇〇、四〇三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四)

指定有効期間

七年

十三(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平一四四九、一四五〇、一四五一、

一四五四

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十四(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡東郷町大字北福字大平五〇〇の一、字蛭谷四九五

(二) 指定の目的

(三) 土砂の流出の防備

だ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定施業要件

三の一

七年

(十五)(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次結んだ線並びに標柱三号と標柱八号、標柱八号と標柱九号及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

2 東伯郡三朝町大字下西谷字樺合谷四九九、五〇一

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱四号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱四号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡三朝町大字下西谷字樺合谷五〇一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(十六)(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結ん

(三) 土砂の流出の防備  
立木の伐採を禁止する。  
四年

(三) 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。  
四年

(十七)(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡大山町大字豊房字上栗ヶ谷一八八一、一八八七、字開林一八九七

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(十八)(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結ん

00092

だ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

西伯郡西伯町大字大木屋字池樋七七一、七七三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(十九) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱六号から標柱十九号までを順次結

んだ線及び標柱六号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

(二) 指定の目的

日野郡溝口町大坂字馬谷二四八の一、二四九の一

(三) 指定施業要件

土砂の流出の防備

(四) 指定有効期間

立木の伐採を禁止する。

(二十) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次結

んだ線並びに標柱三号と標柱十三号、標柱十三号と標柱十二号、標柱十二号と標柱十一号、標柱十一号と標柱十号、標柱十号と

標柱五号及び標柱五号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

日野郡江府町大字下安井字山神ノ上エ八七二、字草落シ五七

六

2 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱六号から標柱九号までを順次結  
んだ線及び標柱六号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、択採とする。

(2) 立木として伐採をすることができる立木は、米子地域森林  
計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次の  
とおりとする。

(四) 指定有効期間

七年

(二十一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結

んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図

に示すとおりとする。)

日野郡江府町大字武庫字鎧物屋一八六五、一八六七

二二三(一) 七年

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林  
計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次の  
とおりとする。

(四) 指定有効期間

二二三(一) 七年

二二三(一)

保安施設地区予定地の所在場所

二二三(一) 七年

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ん  
だ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図  
に示すとおりとする。)

日野郡日野町舟場字大平八三五

二二三(一) 七年

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結  
んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域(次  
の図に示すとおりとする。)

日野郡日野町板井原字下カラスヒ谷一一三四、字草里一一三六

二二三(一) 七年

保安施設地区予定地の所在場所

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

鳥取県農林部造林課及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

## 公安委員会規則

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則をここに公布する。

昭和四十七年十一月七日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

### 鳥取県公安委員会規則第七号

(この規則の趣旨)

第一条 警備業法(昭和四十七年法律第二百七十九号)第十条の規定に基づく警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限については、この規則の定めるところによる。

#### (携帯の禁止)

第二条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあたつては、次に掲げるものを携帯してはならない。

#### 一 金属製の楯(たて)

二 鉄棒その他の人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒(長さ六十センチメートル以下、直径三センチメートル以下及び重さ三百二十グラム以下の円棒をいう。以下同じ。)を除く。

(携帯の制限)

第三条 第二条第二号の規定による警戒棒については、警備業者及び警備員が部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行なう場合においては、これを携帯してはならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。